伊勢市公報

第 362 号 令和 2 年 12 月 7 日 月 曜 日

_				
				頁
条 例 ○ 伊勢市職員給与条例等の一部を改正す	る条例			2
規 則○ 伊勢市会計年度任用職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	る規則及び	が伊勢市	i会計年度任用職員の給与等	等に関す 5
教育委員会規則 ○ 就学等に関する規則の一部を改正する	規則			7
告 示○ 放置自転車等の撤去及び保管について○ 市議会臨時会の招集について○ 市議会定例会の招集について				14 16 17
上下水道事業告示 ○ 流域関連公共下水道の供用開始につい	て			18
公告○ 伊勢市農業振興地域整備計画の変更に○ 地籍調査に係る地図及び簿冊の閲覧に○ 市街地再開発事業の事業計画の縦覧に○ パブリックコメントの実施について○ パブリックコメントの実施について	ついて			19 20 22 24 27
教育委員会公告○ 都市計画事業の認可について○ 都市計画事業の図書の写しの縦覧につ	いて			30 31

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月27日

伊勢市条例第41号

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例

(伊勢市職員給与条例の一部改正)

第1条 伊勢市職員給与条例(平成17年伊勢市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第25条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改める。

第2条 伊勢市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第25条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

(伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成29年伊勢 市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」 を「100分の165」に改める。

第4条 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」 を「100分の167.5」に改める。

(伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年伊勢市 条例第17号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項及び第15条第1項中「100分の130」を「100分の125」に 改める。

第6条 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項及び第15条第1項中「100分の125」を「100分の127.5」 に改める。

附 則

この条例は、令和2年11月30日から施行する。ただし、第2条、第4条 及び第6条の規定は、令和3年4月1日から施行する。 伊勢市会計年度任用職員の任用に関する規則及び伊勢市会計年度任用職

員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月30日

伊勢市規則第53号

伊勢市会計年度任用職員の任用に関する規則及び伊勢市会計年度任 用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

(伊勢市会計年度任用職員の任用に関する規則の一部改正)

第1条 伊勢市会計年度任用職員の任用に関する規則(令和2年伊勢市規 則第20号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「12月15日」を「12月10日」に改める。

(伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正)

第2条 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和2年伊勢市 規則第21号)の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

(期末手当の支給日)

第 14 条 伊勢市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(平成 17 年伊勢市規則第 37 号)第 20 条の規定は、条例第 8 条第 1 項及び第 15 条第 1 項において準用する給与条例第 25 条第 1 項に規定する規則 で定める日について準用する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

就学等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月26日

伊勢市教育委員会教育長 北村 陽

伊勢市教育委員会規則第13号

就学等に関する規則の一部を改正する規則

就学等に関する規則(平成17年伊勢市教育委員会規則第14号)の一部を 次のように改正する。

第11条中「規定のより」を「規定により」に改める。

様式第3号の4を次のように改める。

(指導に関する記録)

生 徒 名	学 校 名	区分 学年	1	2	3
		学 級			
		整理番号			

			各	教	科	の	学習	『の記録
教科	観点学生	年		1	2	3	教科	観点 学年 1 2 3
国	知識・技能							知識・技能
	思考・判断・表現							思考・判断・表現
語	主体的に学習に取り組む態度							主体的に学習に取り組む態度
PD	評定							評定
	知識・技能							特別の教科 道徳
社	思考・判断・表現						学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子
会	主体的に学習に取り組む態度						,	
	評定						1	
	知識・技能		T					
数	思考・判断・表現						2	
学	主体的に学習に取り組む態度							
,	評定		t				3	
	知識・技能		T					総合的な学習の時間の記録
理	思考・判断・表現						学年	学習活動 観点 評価
科	主体的に学習に取り組む態度							
7-1	評定		T				1	
	知識・技能		\dagger				1	
音	思考・判断・表現							
楽	主体的に学習に取り組む態度							
*	評定		\dagger					
	知識・技能		t				1	
美	思考・判断・表現						2	
術	主体的に学習に取り組む態度							
ניוע	評定		t				1	
	知識・技能		+					
保健	思考・判断・表現		+					
体有	主体的に学習に取り組む態度		\dagger				3	
月	評定		+				1	
	知識・技能		+				1	
技 術	思考・判断・表現		+					
· 家	主体的に学習に取り組む態度						Þ	为 容
庭	評定		+					
	知識・技能		+					級活動
外	思考・判断・表現		+				生名	徒会活動
国	主体的に学習に取り組む態度		+					
нП	評定		+				学	按行事
	FT AL						1	

生 徒 名

								行		動		の		記		録								
項	目			_	学	年		1	2		3		項	目		_	_	_	当	生 年	<u>:</u>	1	2	3
基本	的な	生活習	慣										思い	やり	• ‡	易	カ							
健康	•	体力の	向上										生命	尊重	・自然	然愛	護							
自	主	· 自	律										勤	労	· 奉		仕							
責		任	感										公	正	· 公		平							
創	意	エ	夫										公	共 心	· 公	徳	心							
	ı			総	合	所	見	及	び	指	導	上	参	考	٢	な	る	諸	事	項				
第1学年																								
第2学年																								
第3学年																								
	•					出			欠			の			記			録						
学年	区/	में वि	受業日数	x	出席信 忌引等	亭止・ の日数	女	諸席した ならな	なけれ ない日	ルば 数	欠	席日	数	出	出席日数	汝				備		考		
	1						\dagger																	
	 2	+		+			+			+														
		+					+			\perp							1							
;	3																							

様式第4号中



様式第4号の2を次のように改める。

中学校生徒指導要録抄本

	学校名											
	所在地											
生徒	ふりがな 生徒名					男 女		年	月		日生	
徒	現住所											
	保護者名					卒	業	年	月		日	
	各 教	: 科の学習の記録				特	別の教	科 道徳				
教科	観 点	学 年	3	学年		学習状活	兄及び道徳	性に係る原	战長の様子			
国	知識・技能			3								
	思考・判断・表現											
語	主体的に学習に取	り組む態度				総合的な						
	評定			学年	学習	活動	観	点	仟	価		
社	知識・技能											
1	思考・判断・表現			0								
会	主体的に学習に取	(り組む態度		3								
	評定											
数	知識・技能	1				4+ DI	I T EL	o =1	/a			
	思考・判断・表現 主体的に学習に取			rt	图 容	-	西 期	活動の記録 学年				
学	王体的に子音に助		P	谷	観点		学年 3					
	知識・技能			学	級活動							
理	思考・判断・表現	1										
	主体的に学習に取			生徒	会活動							
科	評定	() 配包 港及										
	知識・技能			学	校行事							
音	思考・判断・表現	1				行	動の	記 録				
楽	主体的に学習に取	り組む態度		項目		学生	手 3	項目		学年	3	
	評定			基本	的な生活習	慣		思いやり	· 協 🤈	h		
	知識・技能			健康	体力の	向上		生命尊重	重・自然愛詞	雙		
美	思考・判断・表現	1		自	主・自	律		勤労	· 奉 (t		
術	主体的に学習に取	zり組む態度		責	任	感		公 正	· 公 ⁵	Ę.		
	評定			創	意 工	夫		公共心	い・公 徳川	7		
	知識・技能					出欠の	記録の備者	き(第3学年	Ξ)			
保 健	思考・判断・表現	1										
体育	主体的に学習に取	なり組む態度										
	評定											
技	知識・技能											
術・	思考・判断・表現	1			総合所	所見及び指導	事上参考と	なる諸事項	〔(第3学年))		
家 庭	主体的に学習に取	り組む態度										
	評定											
	知識・技能											
外 国	思考・判断・表現	L										
語	主体的に学習に取	り組む態度										
	評定											

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第11条及び様式 第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 148 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和2年11月16日

伊勢市長 鈴 木 健 一

1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が 放置されていた場所等

保管自転車 等 の 種 類	自 転 車 等 を 撤 去 し た 日 時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和2年10月21日 午前9時	五十鈴川駅 (伊勢市楠部町地内)	13 台
"	令和2年10月21日 午前10時30分	五十鈴川駅 (伊勢市楠部町地内)	13 台
"	令和2年10月21日 午後1時30分	宇治山田駅前第2駐輪場 (伊勢市吹上2丁目地内)	6 台
"	II.	宇治山田駅前第5駐輪場(伊勢市岩淵2丁目地内)	7 台
"	令和2年10月21日 午後3時	宇治山田駅前第3駐輪場(伊勢市岩淵2丁目地内)	2 台
"	II.	宇治山田駅前第6駐輪場 (伊勢市岩淵2丁目地内)	4 台
IJ.	II	宇治山田駅前第1駐輪場 (伊勢市吹上2丁目地内)	1 台
IJ	IJ	宇治山田駅前第4駐輪場(伊勢市岩淵1丁目地内)	3 台

計 49台

2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、 伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薗町高向地内)

3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション 電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 149 号

伊勢市議会臨時会を次のとおり招集します。

令和2年11月20日

- 1 招集の日時 令和2年11月27日(金) 午前10時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場
- 3 付議すべき事件
- (1) 伊勢市職員給与条例等の一部改正について
- (2) 専決処分事項の報告について

伊勢市告示第 150 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

令和2年11月30日

- 1 招集の日時 令和2年12月7日(月) 午前10時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市上下水道事業告示第32号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、令和2年11月17日から2週間、伊勢市上下水道部下 水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和2年11月16日

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日令和2年12月1日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域辻久留2丁目及び二俣3丁目の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置 縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称 位置 伊勢市大湊町 1126 番地名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別 分流式

伊勢市公告第78号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第1項の規定により、伊勢市農業振興地域整備計画を次のとおり変更しましたので公告します。

令和2年11月19日

伊勢市長 鈴 木 健 一

「次」は省略し、伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第79号

村松1地域内の土地について、国土調査法(昭和26年法律第 180 号)による地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告します。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供します。

令和2年11月24日

伊勢市長 鈴 木 健 一

1 地図及び簿冊の名称

村松1 (村松町) の地籍図及び地籍簿

2 閲覧期間

令和2年11月24日から令和2年12月14日まで。ただし、令和2年11月28日、令和2年11月29日、令和2年12月5日及び令和2年12月13日を除く。

3 閲覧時間

午前9時30分から午後4時まで

4 閲覧場所

伊勢市生涯学習センター (いせトピア)

ただし、令和2年11月25日、令和2年11月30日及び令和2年12月7日は伊勢市観光文化会館(シンフォニアテクノロジー響ホール伊勢)、令和2年12月10日、令和2年12月11日、令和2年12月12日及び令和2年12月14日は村松町民会館

5 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、伊

勢市に対し訂正の申出をすることができます。

- 6 誤り等訂正の申出は、書面によることとなっているので、各自印章を 持参してください。
- 7 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付します。

伊勢市公告第80号

都市再開発法(昭和44年法律第38号)第50条の9において準用する同 法第16条第1項の規定により、伊勢市駅前B地区第一種市街地再開発事 業の事業計画(第2回変更)を次のとおり公衆の縦覧に供します。

なお、当該市街地再開発事業に関係のある土地又はその土地に定着する 物件について権利を有する者は、縦覧に供された事業計画について意見が あるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日ま でに、三重県知事に意見書を提出することができます。ただし、都市計画 において定められた事項については、この限りではありません。

令和2年11月24日

- 1 第一種市街地再開発事業の施行者の名称 伊勢まちなか開発株式会社
- 2 縦覧開始日令和2年11月24日
- 3 縦覧場所 伊勢市岩淵1丁目7番29号 伊勢市都市整備部都市計画課
- 4 縦覧期間令和2年11月24日から令和2年12月8日まで(日曜日及び土曜日を除く。)
- 5 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

- 6 意見書の提出期間 令和2年11月24日から令和2年12月22日まで
- 7 意見書の提出先

津市広明町13番地(三重県庁4階)

三重県県土整備部住宅政策課

伊勢市公告第81号

伊勢市バリアフリーマスタープランの策定を行いたいので、伊勢市政策 意見提出制度 (パブリック・コメント制度) 実施要綱 (平成 17 年 11 月 1 日施行) 第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市バリアフリーマスタープラン (案) を公表します。

なお、伊勢市バリアフリーマスタープラン(案)について、次に定める ところにより伊勢市に意見を提出することができます。

令和2年11月27日

伊勢市長 鈴 木 健 一

1 公表する計画案

伊勢市バリアフリーマスタープラン (案)

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

- 2 縦覧場所
- (1) 都市整備部都市計画課
- (2) 総務部総務課
- (3) 健康福祉部障がい福祉課
- (4) 二見総合支所生活福祉課
- (5) 小俣総合支所生活福祉課
- (6) 御薗総合支所生活福祉課
- (7) 神社支所
- (8) 大湊支所
- (9) 宮本支所

- (10) 浜郷支所
- (11) 豊浜支所
- (12) 北浜支所
- (13) 城田支所
- (14) 四郷支所
- (15) 沼木支所
- (16) 伊勢市役所本館1階市民ホール
- (17) 伊勢市立伊勢図書館
- (18) 伊勢市立小俣図書館
- (19) 伊勢市生涯学習センター(いせトピア)
- (20) 伊勢市二見生涯学習センター
- (21) 伊勢市福祉健康センター
- (22) いせ市民活動センター
- 3 縦覧期間
 - 自 令和2年11月27日(金)
 - 至 令和2年12月28日(月)
- 4 意見の提出
- (1) 意見を提出することができる者
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に事務所又は事業所を有する者
 - ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 市内に存する学校に在学する者
 - オ 本市に対して納税義務を有する者
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案 に利害関係を有する者
- (2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢市バリアフリーマスタープラン(案)」に対する意見として、伊勢市都市整備部都市計画課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

「提出先〕

伊勢市都市整備部都市計画課 伊勢市役所本館4階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵1丁目7番29号 伊勢市役所 都市計画課 ファクシミリ 0596-21-5585

電子メール toshikei@city.ise.mie.jp

- (3) 意見の提出期限令和2年12月28日(月)【必着】
- (4) 問い合わせ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

伊勢市公告第82号

伊勢市犯罪被害者等支援条例を制定したいので、伊勢市政策意見提出制度(パブリック・コメント制度)実施要綱(平成17年11月1日施行)第5条第3項の規定により、次のとおり伊勢市犯罪被害者等支援条例(骨子)を公表します。

なお、伊勢市犯罪被害者等支援条例(骨子)について、次に定めるとこ ろにより伊勢市に意見を提出することができます。

令和2年11月27日

伊勢市長 鈴 木 健 一

1 公表する条例骨子

伊勢市犯罪被害者等支援条例(骨子)

骨子は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

- 2 縦覧場所
- (1) 伊勢市危機管理部危機管理課
- (2) 伊勢市総務部総務課
- (3) 二見総合支所生活福祉課
- (4) 小俣総合支所生活福祉課
- (5) 御薗総合支所生活福祉課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館1階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター(いせトピア)
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター
- 3 縦覧期間
 - 自 令和2年11月27日(金)
 - 至 令和2年12月28日(月)
- 4 意見の提出
- (1) 意見を提出することができる者
 - ア 市内に住所を有する者
 - イ 市内に事務所又は事業所を有する者
 - ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 市内に存する学校に在学する者
 - オ 本市に対して納税義務を有する者
 - カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に 利害関係を有する者
- (2) 意見の提出方法

住所、氏名及び電話番号を明記の上、「伊勢市犯罪被害者等支援条例 (骨子)」に対する意見として、伊勢市危機管理部危機管理課に持参、 郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市危機管理部危機管理課 伊勢市役所東館3階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵1丁目7番29号 伊勢市役所 危機管理課

ファクシミリ 0596-20-3151

電子メール kikikanri@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

令和2年12月28日(月)【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市危機管理部危機管理課 電話 0596-21-5524

伊勢市教育委員会公告第1号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による都市 計画事業の認可の告示(令和2年三重県告示第783号)があったので、同 法第66条の規定により次のとおり公告します。

令和2年 11月 24日

伊勢市教育委員会 教育長 北 村 陽

- 1 都市計画事業の種類及び名称伊勢都市計画学校事業 二見浦小学校・二見中学校
- 2 施行者の名称伊勢市
- 3 事務所の所在地伊勢市小俣町元町 540 番地伊勢市教育委員会事務局 学校統合推進室
- 4 事業地の所在伊勢市二見町光の街地内

伊勢市教育委員会公告第2号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による都市 計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次 のとおり公衆の縦覧に供します。

令和2年 11月 24日

伊勢市教育委員会 教育長 北 村 陽

- 1 都市計画事業の種類及び名称伊勢都市計画学校事業 二見浦小学校・二見中学校
- 2 縦覧場所

伊勢市教育委員会事務局 学校統合推進室